

大阪市告示第991号

大阪市こども本の森中之島条例（平成30年大阪市条例第45号。以下「条例」という。）

第8条の規定により、指定管理者の指定の申請について、次のとおり公告する。

令和6年7月18日

大阪市長 横山英幸

1 担当課

〒553-0005 大阪市福島区野田1丁目1番86号

大阪市中央卸売市場本場業務管理棟8階

大阪市経済戦略局文化部文化課

電話 06-6469-3890

2 業務の概要

（1）施設の名称及び所在地

名 称 大阪市こども本の森中之島

所在地 大阪市北区中之島1丁目1番28号

（2）業務の範囲

ア 施設の管理運営に関すること

イ 子どもを対象とした芸術文化に関する事業の実施に関すること

ウ 子どもを対象とした本の管理に関すること

エ 交流・居場所づくりに関すること

オ 施設（敷地・建物・設備）及び備品の維持管理、整備保全に関すること

カ 施設の情報発信及び集客・利用促進、ファン獲得に関すること

キ 自主事業の実施に関すること

ク 公共施設として大阪市施策・事業への連携・協力に関すること

ケ その他本施設の管理に関して、市長が必要と認める業務

（3）管理の基準

ア 休館日

月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後最初に到来する休日以外の日）及び12月28日から翌年1月4日まで

イ 開館時間

午前9時30分から午後5時まで

ウ 休館日及び開館時間等の変更

設備の補修、点検若しくは整備、天災その他やむを得ない事由があるときは、本市の指示により休館日若しくは開館時間を変更することがある。

また、市民サービス向上のための開館日の拡大や開館時間の延長、施設の有効活用を図るため休館日に指定管理者による自主事業を実施する場合など、あらかじめ市長の承認を得て、休館日若しくは開館時間を変更することができる。

エ 個人情報の保護

当該施設は公の施設のため、当該業務に伴い取得した個人情報については、大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号）に定めるところにより取り扱うこと

（4）指定を行おうとする期間

2025年4月1日から2030年3月31日まで

3 申請資格等

申請できる者は、指定申請書提出時点において次に掲げる要件を満たした法人その他の団体（以下「法人等」という。）、若しくはその連合体とし、個人での申請はできない。

（1）申請法人等の資格

ア 指定申請の日の属する事業年度の前3事業年度における、法人税、大阪市の法人市民税（大阪市の納税義務を有しない者にあつては、本店または主たる営業所の所在地における法人市町村民税（東京都の場合は法人都民税））、

消費税及び地方消費税を滞納していないこと

イ 指定申請書提出時点で、次に掲げる事項全てに該当していること

- ① 条例第10条の規定に該当していないこと
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- ③ 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていないこと
- ④ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと
- ⑤ 指定申請団体の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当していないこと
- ⑥ 経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと（会社更生法に基づく更生手続き開始の決定、又は民事再生法に基づく再生手続き開始の決定を受けたものを除く。）

（２）連合体に関する条件

- ア 連合体は2以上の法人等で任意団体を結成すること
- イ 構成員のいずれかが上記（１）アの条件を満たすこと
- ウ 連合体を代表する法人等を定めること
- エ 申請書類提出後、連合体の代表者及び構成員の変更は原則として認めない。
- オ すべての構成員が上記（１）イ及びウの条件を満たすこと
- カ 本件において単独で応募申請をした法人等は、連合体の構成員として申請することができない。
- キ 本件において、各構成員は2以上の連合体の構成員（代表者も含む。）とすることができない。

4 手続等

指定管理者指定申請書を提出したものの中から、条例第11条の規定により最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理者の指定を受けるべきものとして選定し、市会の議決があったのち、指定管理者として指定する。

(1) 募集要項の交付方法

令和6年7月18日（木）から、経済戦略局のホームページよりダウンロードすることができる。

(2) 指定管理者指定申請書の提出方法及び受付期間

ア 提出方法

指定管理者の指定を受けようとするものは、指定管理者指定申請書を持参により提出すること

イ 指定管理者指定申請書の提出場所

上記1担当課に同じ

ウ 提出書類

- ① 指定管理者指定申請書
- ② 指定申請にかかる誓約書
- ③ 法人等の概要
- ④ 障がい者雇用状況報告書
- ⑤ 財産目録及び貸借対照表、損益計算書等財務諸表
- ⑥ 事業報告書
- ⑦ 法人等の事業計画書及び収支計画書
- ⑧ 役員の名簿及び履歴書
- ⑨ 定款、寄付行為又は規約及び登記事項証明書
- ⑩ 印鑑証明書
- ⑪ 納税証明書

⑫ 施設の管理運営に関する事業計画書及び収支計画書

エ 受付期間

令和 6 年 8 月 20 日（火）から同年 9 月 5 日（木）（土日を除く）の午前
9 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで

5 申請するものに要求される事項

（１）指定管理者指定申請に関し、当局より必要な資料の提出を求められた場合には、これに応じること

（２）指定管理者指定申請を行おうとする法人等は、次の日時に開催する机上説明会にできる限り参加すること

ア 日 時 令和 6 年 7 月 24 日（水）午後 2 時から（予定）

イ 場 所 大阪市中心卸売市場本場業務管理棟 3 f 階

ウ 所在地 大阪市福島区野田 1 丁目 1 番 86 号

エ 参加申込 所定の書式を電子メールにて申込むこと

6 その他

（１）指定手続において使用する言語は日本語とする。

（２）詳細は募集要項による。

（経済戦略局文化部文化課）